名古屋港管理組合公報

平成28年3月31日

(木曜日)

号外第304号

	目	次	
	条	例	
○名古屋港管理組合行政不服審査会条例	•••••]	1
○行政不服審査法の施行に伴う関係条例の)整備等に関する条例 …	······································	6
	規	則	
		ទ を定める規則	
○行政不服審査法等の施行に伴う関係規則	川の整理等に関する規則	2	9
	議 会 事	項	
		······ 3	
○名古屋港管理組合議会が管理する行政文	て書の開示に関する規程の)一部改正	1
	監 査 委 員 事	項	
		3	
○名古屋港管理組合監査委員が管理する行		見程の一部改正	2
○名古屋港管理組合監査委員の保有する個	個人情報の保護に関する規	見程の一部改正	3

_____条 _____ 例

平成二十八年三月三十一日名古屋港管理組合行政不服審査会条例を公布する。

愛知県知事 大村 秀章名古屋港管理組合管理者

名古屋港管理組合条例第一号

名古屋港管理組合行政不服審查会条例

(國加)

 \bigcirc

- (組織) 合行政不服審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。 第一条 この条例は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十一条第四項の規定に基づき、名古屋港管理組
- 第二条 審査会は、委員三人で組織する。
- する者のうちから、管理者が任命する。3 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有
- る 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員の服務)

- 第三条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- (会長) (会長) を負は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 第四条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- (会議)る会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 第五条 審査会は、会長が招集する。
- 2 審査会においては、会長が議長となる。
- る 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- (専門委員) 5 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(丰) 甲一字

- 第六条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、管理者が任命する。
- る 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- (雑則)
 4 第三条及び前条第五項の規定は、専門委員について準用する。
- (罰則) 第七条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。
- 懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第八条 第三条第一項(第六条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の

温波

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

給与条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十八年三月三十一日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合条例第二号

給与条例の一部を改正する条例

第一条 給与条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十条の三を次のように改める。

(住居宇治)

第十条の三 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- **徐く。)** 下同じ。)を支払つている職員(公務遂行上の必要により宿舎等を貸与されている職員その他管理者が定める職員を「下同じ。)を支払つている職員(公務遂行上の必要により宿舎等を貸与されている職員その他管理者が定める職員を 「自ら居住するため住宅(貸間を含む。以下同じ。)を借り受け、月額二万三千円を超える家賃(使用料を含む。以
- もの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの者がるもの者が居住するための住宅(管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、月額二万三千円を超える家賃を支払つている二、第十一条の三第一項の規定により単身赴任手当を支給される職員(以下「単身赴任中の職員」という。)で、配偶
- るもの(第一号に掲げるものを除く。)に限る。)三(自ら居住するため住宅に係る費用を負担していると認められる職員(世帯主及びこれに準ずるもので管理者が定め
- はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの(第二号に掲げるものを除く。)四 単身赴任中の職員で、配偶者(職員であるものを除く。)が居住するための住宅に係る費用を負担しているもの又
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(該当する区分が複数ある職員にあつ

ては、当該各号に定める額の合計額)とする。

- 一 前項第一号に掲げる職員 八千八百円
- 二 前項第二号に掲げる職員 前号の規定により定められる額の二分の一に相当する額
- 三 前項第三号に掲げる職員 二千五百円
- 四 前項第四号に掲げる職員 前号の規定により定められる額の二分の一に相当する額
- sp 前二項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、管理者が定める。

ては、六月に支給する場合においては千分の四百二十五、十二月に支給する場合においては千分の五百二十五)」に改める。合は、六月に支給する場合においては百分の三十五、十二月に支給する場合においては百分の三十五(十二月に支給する場合においては百分の四十(特定管理職員にあった改め、同条第四項中「支給する時期ごとの割合は、百分の三十五(特定管理職員にあっては、千分の四百二十五)」を「割員にあっては、六月に支給する場合においては千分の八百七十五、十二月に支給する場合においては千分の千百二十五)」を「割合は、六月に支給する場合においては百分の七十五、十二月に支給する場合においては百分の八十五(特定管理職員にあっては千分の八百七十五)」第二十一条の二第三項中「支給する時期ごとの割合は、百分の七十五(特定管理職員にあっては千分の八百七十五)」

別表第一を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

	行政職給料表								
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 131,200	円 158,300	円 221,400	円 236,800	円 254,600	円 282,900	円 339,300 (380,300)	円 414,200	円 434,500
2	132,200	159,600	223,300	238,900	256,700	(323,000) 285,100 (325,500)	(389,300) 342,200 (392,100)	417,600	438,200
3	133,200	160,800	225,200	241,000	258,800	287,300 (328,000)	345,100 (394,900)	420,900	441,900
4	134,200	162,000	227,100	243,000	260,900	289,500 (330,500)	348,000 (397,700)	424,200	445,600
5	135,100	163,200	229,000	245,000	263,000	291,600 (333,000)	350,900 (400,400)	427,500	449,300
6	136,100	164,900	231,000	247,100	265,100	293,900 (335,600)	353,700 (402,900)	430,800	453,100
7	137,100	166,600	233,000	249,200	267,200	296,200 (338,200)	356,500 (405,400)	434,100	456,900
8	138,100	168,300	235,000	251,300	269,300	298,400 (340,700)	359,300 (407,900)	437,400	460,700
9	139,000	169,900	236,900	253,300	271,400	300,600 (343,200)	362,100 (410,300)	440,600	464,500
10	140,000	171,700	238,900	255,400	273,600	303,000 (345,700)	364,600 (412,800)	443,900	468,300
11	141,000 142,000	173,500 175,200	240,900 242,900	257,500 259,600	275,800 277,900	305,300 (348,200) 307,600	367,100 (415,300) 369,600	447,200 450,500	472,000 475,700
13	143,000	176,900	244,900	261,600	280,000	(350,600) 309,900	(417,700) 372,100	453,700	479,400
14	144,100	178,700	247,000	263,700	282,200	(353,000) 312,300	(420,100) 374,500	456,800	483,100
15	145,200	180,500	249,100	265,800	284,400	(355,500) 314,600	(422,200) 376,900	459,900	486,800
16	146,300	182,200	251,200	267,900	286,600	(357,900) 316,900	(424,300) 379,300	463,000	490,500
17	147,300	183,900	253,200	269,900	288,700	(360,300) 319,200	(426,400) 381,700	466,100	494,200
18	148,500	185,800	255,200	272,000	290,900	(362,700) 321,700 (365,100)	(428,400) 384,000	469,100	497,800
19	149,600	187,600	257,200	274,100	293,100	324,200 (367,500)	(430,200) 386,300 (432,000)	472,000	501,400
20	150,700	189,400	259,200	276,200	295,300	326,600 (369,800)	388,600 (433,800)	474,900	505,000
21	151,800	191,200	261,200	278,300	297,400	329,000 (372,100)	390,800 (435,500)	477,800	508,600
22	153,000	193,300	263,200	280,500	299,600	331,500 (374,400)	393,100 (436,900)	480,500	512,000
23	154,200	195,300	265,200	282,600	301,800	334,000 (376,700)	395,300 (438,300)	483,200	515,400
24	155,400	197,300	267,200	284,700	304,000	336,500 (379,000)	397,500 (439,700)	485,900	518,800
25	156,500	199,300	269,200	286,800	306,200	338,900 (381,200)	399,700 (441,000)	488,600	522,100
26	158,000	201,400	271,200	289,000	308,500	341,300 (383,500)	401,900 (442,300)	490,800	525,400
27	159,500	203,400	273,200	291,200	310,700	343,600 (385,700)	404,000 (443,600)	493,000	528,700
28	161,000	205,400	275,200	293,400	312,900	345,900 (387,900)	406,100 (444,900)	495,200	532,000
29	162,500	207,400	277,100	295,500	315,100	348,200 (390,100)	408,200 (446,200)	497,400	535,300
30	164,400	209,500	279,100	297,800	317,400	350,500 (392,300)	409,900 (447,500)	499,500	538,600
31	166,300	211,500	281,100	300,000	319,700	352,700 (394,400)	411,600 (448,800)	501,600	541,900

	32	168,100	213,500	283,100	302,200	321,900	354,900	413,300	503,600	545,200
	33	169,900	215,500	285,000	304,400	324,100	(396,500) 357,100	(450,100) 415,000	505,600	548,400
	34	171,700	217,500	287,000	306,700	326,400	(398,600) 359,300	(451,400) 416,500	507,300	551,600
					,		(400,300)	(452,600)		
	35	173,500	219,500	289,000	308,900	328,700	361,500 (402,000)	418,000 (453,700)	509,000	554,800
	36	175,200	221,500	291,000	311,100	331,000	363,600 (403,700)	419,400 (454,800)	510,600	558,000
	37	176,900	223,500	292,900	313,300	333,300	365,700	420,800	512,200	561,200
	38	178,500	225,500	294,900	315,500	335,600	(405,300) 367,800	(455,900) 422,100	513,700	564,200
	39	180,100	227,400	296,900	317,700	337,900	(406,900) 369,900	(456,700) 423,400	515,200	567,200
							(408,500)	(457,500)		
	40	181,600	229,300	298,900	319,800	340,200	372,000 (410,100)	424,700 (458,300)	516,700	570,100
	41	183,100	231,200	300,800	321,900	342,400	374,100 (411,600)	425,900 (459,000)	518,100	573,000
	42	184,600	233,100	302,800	323,900	344,500	376,000	427,000	519,600	576,000
	43	186,100	235,000	304,800	325,800	346,600	(413,100) 377,900	(459,800) 428,000	521,100	579,000
	44	187,600	236,900	306,700	327,700	348,700	(414,600) 379,700	(460,600) 429,000	522 , 500	581,900
	45	189,100	238,800	308,600	329,600	350,700	(416,100) 381,500	(461,400) 430,000	523,900	584,800
							(417,600)	(462,100)		
	46	190,600	240,700	310,600	331,500	352,700	383,400 (418,700)	431,000 (462,900)	525,200	587,800
	47	192,100	242,600	312,500	333,400	354,600	385,200 (419,800)	432,000 (463,700)	526,500	590,800
	48	193,500	244,500	314,400	335,300	356,500	387,000	432,900	527,700	593,700
	49	194,900	246,400	316,300	337,200	358,400	(420,800) 388,800 (421,800)	(464,500) 433,800 (465,200)	528,900	596,600
	50	196,400	248,300	318,300	339,100	360,300	390,100	434,600	530,200	599,600
	51	197,800	250,200	320,200	341,000	362,200	(422,600) 391,400	(466,000) 435,400	531,500	602,600
	52	199,200	252,100	322,100	342,900	364,000	(423,300) 392,700	(466,800) 436,200	532,700	605,500
	53	200,600	253,900	324,000	344,800	365,800	(424,000) 394,000	(467,600) 436,900	533,900	608,400
	54	201,900	255,800	325,700	346,300	367,500	(424,700) 395,200	(468,300) 437,700	535,200	611,400
	55	203,200	257,600	327,400	347,800	369,100	(425,500) 396,400	(469,100) 438,500	536,500	614,400
	56	204,500	259,400	329,100	349,300	370,700	(426,200) 397,600	(469,900) 439,300	537,700	617,300
							(426,900)	(470,700)		
	57	205,700	261,200	330,800	350,800	372,300	398,800 (427,600)	440,000 (471,400)	538,900	620,200
	58	207,000	263,000	332,400	352,300	373,900	399,800 (428,400)	440,800 (472,200)	540,200	623,200
	59	208,300	264,800	334,000	353,800	375,500	400,700 (429,100)	441,600 (473,000)	541,500	626,200
	60	209,500	266,600	335,500	355,200	377,000	401,600 (429,800)	442,400 (473,800)	542,700	629,100
	61	210,700	268,400	337,000	356,600	378,500	402,500 (430,500)	443,100 (474,500)	543,900	632,000
	62	211,800	270,100	338,500	357,600	379,600	403,300 (431,300)	(474,500) 443,900 (475,300)		
	63	212,900	271,800	340,000	358,600	380,600	404,000	444,700		
	64	214,000	273,400	341,500	359,600	381,600	(432,000) 404,700	(476,100) 445,500		
							(432,700)	(476,900)		
\Box	•					-	•		-	

_									
	65	215,000	275,000	342,900	360,600	382,600	405,400	446,200	
	66	216,100	276,100	344,300	361,600	383,500	(433,400) 406,200	(477,600) 447,000	
							(434,200)	(478,400)	
	67	217,200	277,100	345,600	362,600	384,400	406,900 (434,900)	447,800 (479,200)	
	68	218,300	278,100	346,900	363,600	385,300	407,600 (435,600)	448,600 (480,000)	
	69	219,300	279,100	348,200	364,600	386,100	408,300	449,300	
	70	220,400	280,100	349,400	365,500	386,900	(436,300) 409,100	(480,700) 450,100	
							(437,100)	(481,500)	
	71	221,400	281,100	350,600	366,400	387,600	409,800 (437,800)	450,900 (482,300)	
	72	222,400	282,100	351,800	367,200	388,300	410,500 (438,500)	451,600 (483,100)	
	73	223,400	283,100	353,000	368,000	389,000	411,200	452,300	
	74	224,300	284,100	354,000	368,700	389,800	(439,200) 412,000	(483,800) 453,100	
	75	225,100	285,100	355,000	369,400	390,500	(440,000) 412,700	(484,600) 453,900	
		,		,		,	(440,700)	(485,400)	
	76	225,900	286,000	356,000	370,100	391,200	413,400 (441,400)	454,600 (486,200)	
	77	226,700	286,900	357,000	370,700	391,900	414,100 (442,100)	455,300 (486,900)	
	78	227,600	287,800	357,900	371,400	392,700	414,900	456,100	
	79	228,400	288,700	358,800	372,100	393,400	(442,900) 415,600	(487,700) 456,900	
	80	229,200	289,600	359,600	372,800	394,100	(443,600) 416,300	(488,500) 457,600	
		·					(444,300)	(489,300)	
	81	230,000	290,500	360,400	373,400	394,800	417,000 (445,000)	458,300 (490,000)	
	82	230,900	291,400	361,100	374,100	395,600	417,800 (445,700)	459,100	
	83	231,700	292,300	361,800	374,800	396,300	418,500 (446,400)	459,900	
	84	232,500	293,200	362,400	375,500	397,000	419,200 (447,100)	460,600	
	85	233,300	294,000	363,000	376,100	397,700	419,900 (447,800)	461,300	
	86	234,100	294,900	363,700	376,800	398,500	420,700 (448,500)	462,100	
	87	234,900	295,700	364,300	377,500	399,200	421,400 (449,200)	462,900	
	88	235,700	296,500	364,900	378,200	399,900	422,100 (449,900)	463,600	
	89	236,500	297,300	365,500	378,800	400,600	422,800	464,300	
	90	237,300	298,000	366,200	379,500	401,400	(450,500) 423,600	465,100	
	91	238,100	298,700	366,800	380,200	402,100	424,300	465,900	
	92	238,900	299,400	367,400	380,900	402,800	425,000	466,600	
	93	239,700	300,100	368,000	381,500	403,500	425,700	467,300	
	94	240,300	300,800	368,600	382,200	404,300	426,500	468,100	
	95	240,900	301,500	369,200	382,900	405,000	427,200	468,900	
	96	241,400	302,200	369,700	383,600	405,700	427,900	469,600	
	97	241,900	302,800	370,200	384,200	406,400	428,600	470,300	
	98	242,400	303,500	370,800	384,900	407,200	429,300		

_									
	99	242,900	304,200	371,400	385,600	407,900	430,000		
	100	243,300	304,900	371,900	386,300	408,600	430,700		
	101	243,700	305,500	372,400	386,900	409,300	431,400		
	102	244,200	306,100	373,000	387,600	410,100	432,100		
	103	244,700	306,600	373,600	388,300	410,800	432,800		
	104	245,100	307,100	374,100	389,000	411,500	433,500		
	105	245,500	307,600	374,600	389,600	412,200	434,200		
	106	246,000	308,100	375,200	390,300	413,000	434,900		
	107	246,500	308,500	375,800	391,000	413,700	435,600		
	108	246,900	308,900	376,300	391,700	414,400	436,300		
	109	247,300	309,300	376,800	392,300	415,100	436,900		
	110		309,700	377,400	393,000	415,900	437,600		
	111		310,100	378,000	393,700	416,600	438,300		
	112		310,500	378,500	394,400	417,300	439,000		
	113		310,900	379,000	395,000	418,000	439,600		
	114		311,300	379,600	395,700	418,800			
	115		311,700	380,200	396,400	419,500			
	116		312,100	380,700	397,100	420,200			
	117		312,500	381,200	397,700	420,900			
	118		312,900	381,800	398,400	421,600			
	119		313,300	382,300	399,100	422,300			
	120		313,700	382,800	399,800	423,000			
	121		314,100	383,300	400,400	423,700			
	122		314,500		401,100	424,400			
	123		314,900		401,800	425,100			
	124		315,300		402,500	425,800			
	125		315,700		403,100	426,500			
	126		316,100		403,800	427,200			
	127		316,500		404,500	427,900			
	128		316,900		405,200	428,600			
	129		317,300		405,800	429,200			
	130		317,700		406,500	429,900			
	131		318,100		407,200	430,600			
\Box	I	l	I	<u> </u>	I	I		I	I

	132	318,500	407,900	431,300		
	133	318,800	408,500	431,900		
	134	319,200	409,200			
	135	319,600	409,900			
	136	320,000	410,500			
	137	320,300	411,100			
	138	320,700	411,800			
	139	321,100	412,500			
	140	321,500	413,100			
	141	321,800	413,700			
	142	322,200	414,400			
	143	322,600	415,100			
	144	322,900	415,700			
	145	323,200	416,300			
	146		417,000			
	147		417,700			
	148		418,300			
	149		418,900			
	150		419,600			
	151		420,300			
	152		420,900			
	153		421,500			
	154		422,200			
	155		422,900			
	156		423,500			
	157		424,100			
l						

備老

- 1 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の 7 級の 1 号給から81号給までの括弧内の金額は、 7 級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

第二条 給与条例の一部を次のように致正する。

のとする」に改める。掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で管理者が定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるも第五条第三項中「標準的な」を削り、「管理者が定める」を「別表第三の級別基準職務表に定めるとおりとし、同表に

第九条第二項第五号中「身体に著しい」を「著しい心身の機能の」に改める。

て管理者が定める割合」を「にあつては、百分の二十」に改める。に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の三の規定に基づく国家公務員の地域手当の支給割合を基準とし第十条の二第二項中「百分の十」を「百分の十五」に、「のうち、管理者が定める者にあつては、一般職の職員の給与

を「当該各号のいずれにも該当する」に改め、同項第一号を次のように改める。を「当該各号のいずれにも該当する」に改め、同項第三号及び第四号を削り、同条第二項中「該当する区分が複数ある」第十条の三第一項第一号中「二万三千円」を「一万二千円」に改め、同項第二号中「(以下「単身赴任中の職員」という。)」

- ときは、その端数を切り捨てた額)に相当する額一 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額(その額に百円未満の端数がある
 - いて管理者が定める額イ 月額二万三千円以下の家賃を支払つている職員 家賃の月額から一万二千円を控除した額を超えない範囲内にお
 - て管理者が定める額除した額の二分の一が一万六千円を超えるときは、一万六千円)を一万千円に加算した額を超えない範囲内におい口 月額二万三千円を超える家賃を支払つている職員 家賃の月額から二万三千円を控除した額の二分の一(その控

を加え、同項第三号及び第四号を削る。第十条の三第二項第二号中「相当する額」の下に「(その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)」

額」を「五万五千円」に改める。の額と四万五千円との差額の二分の一が五千円を超えるときは、五千円)を四万五千円に加算したの額と四万五千円との差額の二分の一(その差額の二分の一が五千円を超えるときは、五千円)を「五万五千円を」に、「そ体に障害を有する」を「心身の機能の障害がある」に改め、同項第三号中「四万五千円を」を「五万五千円と」に、「調整した額に」を「五万五千円に」に改め、同項第二号中「身において「調整した額」という。)」を「五万五千円と起えるときは、五千円)を四万五千円に加算した額(以下この号第十一条第二項第一号ただし書中「四万五千円を」を「五万五千円を」に、「一箇月当たりの運賃等相当額と四万五千

する時期ごとの割合は、千分の三百五十八(特定管理職員にあつては、千分の四百五十八)」に改める。では、六月に支給する場合においては千分の四百二十五、十二月に支給する場合においては千分の五百二十五)」を「支給合は、六月に支給する場合においては百分の三十五、十二月に支給する場合においては百分の四十(特定管理職員にあつ分の八百七十五」を「千分の九百六十七」に、「千分の千百二十五」を「千分の九百六十八」に改め、同条第四項中「割第二十一条の二第三項中「百分の七十五」を「千分の七百六十七」に、「百分の八十五」を「千分の七百六十八」に、「千第二十二条第一項中「受けた場合」の下に「その他これらに準ずるものとして管理者が定める場合」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4 級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級給料月額	9 級 給料月額
	一	<u> </u>	相称方領 円	<u>- 柏村万領</u> 円	相符万領 円	相称方領 円	相称方領 円	<u> </u>	<u> 相料方領</u> 円	相符万領
	1	128,000	154,500	215,000	229,500	244,300	271,600 (310,000)	323,900 (369,300)	393,600	412,800
	2	129,000	155,700	216,600	231,000	246,400	273,700	326,700	396,800	416,400
	3	130,000	156,900	218,200	232,500	248,400	(312,400) 275,800	(372,100) 329,500	400,000	419,900
	4	130,900	158,100	219,800	233,900	250,400	(314,800) 277,800	(374,900) 332,300	403,200	423,400
	5	131,800	159,200	221,300	235,300	252,400	(317,200) 279,800	(377,700) 335,000	406,300	426,900
	6	132,800	160,900	222,900	237,300	254,500	(319,600) 282,000	(380,400) 337,700	409,400	430,600
	7	133,800	162,500	224,500	239,300	256,500	(322,100) 284,200	(382,900) 340,400	412,500	434,300
	8	134,700	164,100	226,100	241,300	258,500	(324,600) 286,300	(385,400) 343,100	415,600	438,000
	9	135,600	165,700	227,700	243,200	260,500	(327,000) 288,400	(387,900) 345,700	418,700	441,700
		136,600	167,400	229,700			(329,400) 290,700	(390,300)		445,400
	10	·		·	245,200	262,600	(331,800)	348,100 (392,800)	421,700	
	11	137,600	169,100	231,700	247,200	264,700	292,900 (334,200)	350,500 (395,300)	424,700	449,000
	12	138,600	170,800	233,600	249,200	266,700	295,100 (336,500)	352,900 (397,700)	427,600	452,600
	13	139,500	172,500	235,500	251,100	268,700	297,300 (338,800)	355,300 (400,100)	430,500	456,200
	14	140,600	174,200	237,500	253,200	270,800	299,600 (341,200)	357,600 (402,200)	433,400	459,700
	15	141,700	175,900	239,400	255,300	272,900	301,900 (343,500)	359,900 (404,300)	436,300	463,200
	16	142,700	177,600	241,300	257,400	275,000	304,200 (345,800)	362,200 (406,400)	439,100	466,700
	17	143,700	179,300	243,200	259,400	277,000	306,400 (348,100)	364,400 (408,400)	441,900	470,100
	18	144,800	181,100	245,100	261,500	279,100	308,800 (350,400)	366,600 (409,800)	444,800	473,400
	19	145,900	182,900	247,000	263,600	281,200	311,200 (352,700)	368,800 (411,200)	447,700	476,600
	20	147,000	184,700	248,900	265,700	283,300	313,500 (355,000)	371,000 (412,600)	450,500	479,800
	21	148,000	186,400	250,800	267,800	285,400	315,800	373,100	453,300	483,000
	22	149,200	188,400	252,700	270,000	287,600	(357,200) 318,200	(413,900) 375,300	456,000	486,100
	23	150,400	190,300	254,600	272,100	289,700	(359,500) 320,600	(415,300) 377,400	458,600	489,200
	24	151,500	192,200	256,500	274,200	291,800	(361,700) 323,000	(416,700) 379,500	461,200	492,200
	25	152,600	194,100	258,400	276,300	293,900	(363,900) 325,300	(418,100) 381,600	463,800	495,200
	26	154,100	196,100	260,300	278,500	296,100	(366,100) 327,300	(419,400) 383,700	465,600	498,300
	27	155,600	198,100	262,200	280,600	298,200	(368,400) 329,300	(420,600) 385,700	467,400	501,300
	28	157,100	200,100	264,100	282,700	300,300	(370,600) 331,300	(421,800) 387,700	469,100	504,300
	29	158,500	202,100	266,000	284,800	302,400	(372,800) 333,200	(423,000) 389,700	470,800	507,300
	30	160,300	203,900	267,900	287,000	304,600	(375,000) 335,100	(424,200) 391,400	472,600	510,300
	31	162,100	205,700	269,800	289,100	306,800	(377,200) 337,000	(425,300) 393,100	474,400	513,200
L							(379,300)	(426,400)		

32	163,900	207,500	271,700	291,200	308,900	338,900	394,700	476,100	516,100
33	165,700	209,200	273,600	293,300	311,000	(381,400) 340,800	(427,400) 396,300	477,800	519,000
34	167,400	211,000	275,500	295,500	313,300	(383,500) 342,700	(428,400) 397,700	479,300	522,000
						(385,100)	(429,200)		
35	169,100	212,700	277,400	297,700	315,600	344,600 (386,700)	399,100 (430,000)	480,700	524,900
36	170,800	214,400	279,300	299,900	317,800	346,500	400,500	482,100	527,800
37	172,500	216,100	281,200	302,000	320,000	(388,300) 348,400	(430,800) 401,800	483,500	530,700
38	174,100	217,900	283,100	304,100	322,200	(389,800) 350,300	(431,600) 403,100	484,800	533,400
						(390,800)	(432,200)		
39	175,600	219,600	285,000	306,200	324,400	352,200 (391,800)	404,300 (432,800)	486,100	536,100
40	177,100	221,300	286,900	308,300	326,500	354,100 (392,700)	405,500 (433,400)	487,400	538,700
41	178,600	223,000	288,700	310,300	328,600	355,900	406,700 (434,000)	488,700	541,300
42	180,100	224,800	290,600	312,200	330,700	(393,600) 357,700	407,500	489,800	544,000
43	181,600	226,500	292,500	314,100	332,700	(394,300) 359,400	(434,600) 408,300	490,900	546,600
						(394,900)	(435,200)		
44	183,000	228,200	294,400	315,900	334,700	361,100 (395,500)	409,000 (435,800)	492,000	549,200
45	184,400	229,900	296,200	317,700	336,700	362,800 (396,100)	409,700 (436,400)	493,100	551,800
46	185,900	231,700	298,100	319,600	338,600	364,600	410,300	494,200	554,300
47	187,300	233,400	300,000	321,400	340,400	(396,700) 366,300	(437,000) 410,900	495,300	556,800
48	188,700	235,100	301,800	323,200	342,200	(397,300) 368,000	(437,600) 411,500	496,400	559,200
49	190,100	236,800	303,600	325,000	344,000	(397,900) 369,700	(438,200) 412,000	497,400	561,600
			,			(398,400)	(438,800)		
50	191,500	238,600	305,500	326,900	345,800	371,000 (399,000)	412,600 (439,400)	498,400	564,100
51	192,900	240,300	307,300	328,700	347,600	372,200 (399,600)	413,200 (440,000)	499,400	566,600
52	194,300	242,000	309,100	330,500	349,400	373,400	413,800	500,300	569,000
53	195,600	243,700	310,900	332,300	351,100	(400,200) 374,600	(440,600) 414,300	501,200	571,400
54	196,900	245,500	312,600	333,800	352,300	(400,700) 375,700	(441,200) 414,900	502,100	573,900
						(401,300)	(441,800)		
55	198,200	247,200	314,300	335,200	353,500	376,800 (401,900)	415,500 (442,400)	503,000	576,300
56	199,400	248,900	316,000	336,600	354,700	377,800 (402,500)	416,100 (443,000)	503,900	578,700
57	200,600	250,600	317,600	338,000	355,800	378,800	416,600	504,800	581,100
58	201,900	252,400	319,100	339,100	356,700	(403,000) 379,500	(443,600) 417,200	505,700	583,500
59	203,100	254,100	320,600	340,200	357,600	(403,600) 380,100	(444,200) 417,800	506,600	585,900
						(404,200)	(444,800)		
60	204,300	255,800	322,100	341,200	358,500	380,700 (404,800)	418,400 (445,400)	507,500	588,300
61	205,500	257,500	323,500	342,200	359,300	381,300 (405,300)	418,900 (446,000)	508,400	590,700
62	206,600	259,200	324,900	343,200	360,100	381,900	419,500		
63	207,700	260,800	326,300	344,200	360,900	(405,900) 382,500	(446,600) 420,100		
64	208,700	262,400	327,700	345,200	361,700	(406,500) 383,100	(447,200) 420,700		
	200,100	202,100	021,100	3 10,200	331,100	(407,100)	(447,800)		

65	209,700	264,000	329,100	346,200	362,500	383,600	421,200	
66	210,800	265,000	330,400	346,900	363,200	(407,600) 384,200	(448,400) 421,800	
						(408,200)	(449,000)	
67	211,800	266,000	331,700	347,500	363,800	384,800 (408,800)	422,400 (449,600)	
68	212,800	267,000	333,000	348,100	364,400	385,400	423,000	
69	213,800	267,900	334,200	348,700	365,000	(409,400) 385,900	(450,200) 423,500	
	014000					(409,900)	(450,800)	
70	214,800	268,900	335,300	349,300	365,700	386,500 (410,500)	424,100 (451,400)	
71	215,800	269,900	336,400	349,900	366,300	387,100 (411,100)	424,700 (452,000)	
72	216,800	270,900	337,500	350,500	366,900	387,700	425,300	
73	217,800	271,800	338,500	351,100	367,500	(411,700) 388,200	(452,600) 425,800	
74	218,700	272,700	339,200	351,700	368,200	(412,200) 388,800	(453,200) 426,400	
						(412,800)	(453,800)	
75	219,500	273,600	339,900	352,300	368,800	389,400 (413,400)	427,000 (454,400)	
76	220,300	274,500	340,600	352,900	369,400	390,000	427,600	
77	221,100	275,400	341,200	353,500	370,000	(414,000) 390,500	(455,000) 428,100	
						(414,500)	(455,600)	
78	221,900	276,300	341,800	354,100	370,700	391,100 (415,100)	428,700 (456,200)	
79	222,700	277,200	342,400	354,700	371,300	391,700	429,300	
80	223,500	278,000	343,000	355,300	371,900	(415,700) 392,300	(456,800) 429,900	
81	224,300	278,800	343,600	355,900	372,500	(416,300) 392,800	(457,400) 430,400	
						(416,800)	(458,000)	
82	225,100	279,700	344,200	356,500	373,200	393,400 (417,400)	431,000	
83	225,900	280,600	344,800	357,100	373,800	394,000 (418,000)	431,600	
84	226,700	281,400	345,400	357,700	374,400	394,600	432,200	
85	227,500	282,200	346,000	358,300	375,000	(418,600) 395,100	432,700	
86	228,300	283,000	346,600	358,900	375,700	(419,100) 395,700	433,300	
87	229,100	283,800	347,200	359,500	376,300	(419,700) 396,300	433,900	
						(420,300)		
88	229,900	284,600	347,800	360,100	376,900	396,900 (420,900)	434,500	
89	230,600	285,300	348,400	360,700	377,500	397,400 (421,400)	435,000	
90	231,400	286,000	349,000	361,300	378,200	398,000	435,600	
91	232,200	286,700	349,600	361,900	378,800	398,600	436,200	
92	233,000	287,400	350,200	362,500	379,400	399,200	436,800	
93	233,700	288,000	350,800	363,100	380,000	399,700	437,300	
94	234,300	288,700	351,400	363,700	380,700	400,300	437,900	
95	234,900	289,400	352,000	364,200	381,300	400,900	438,500	
96	235,400	290,100	352,500	364,700	381,900	401,500	439,100	
97	235,900	290,700	353,000	365,200	382,500	402,000	439,600	
98	236,400	291,400	353,600	365,800	383,200	402,600		

_								
	99	236,900	292,100	354,200	366,300	383,800	403,200	
	100	237,300	292,700	354,700	366,800	384,400	403,800	
	101	237,700	293,300	355,200	367,300	385,000	404,300	
	102	238,200	293,800	355,800	367,900	385,700	404,900	
	103	238,600	294,300	356,300	368,400	386,300	405,500	
	104	239,000	294,800	356,800	368,900	386,900	406,100	
	105	239,400	295,200	357,300	369,400	387,500	406,600	
	106	239,900	295,600	357,800	370,000	388,200	407,200	
	107	240,300	296,000	358,300	370,500	388,800	407,800	
	108	240,700	296,400	358,800	371,000	389,400	408,400	
	109	241,100	296,800	359,300	371,500	390,000	408,900	
	110		297,200	359,800	372,100	390,600	409,500	
	111		297,600	360,300	372,600	391,200	410,100	
	112		298,000	360,800	373,100	391,800	410,700	
	113		298,400	361,300	373,600	392,400	411,200	
	114		298,800	361,800	374,200	393,000		
	115		299,200	362,300	374,700	393,600		
	116		299,600	362,800	375,200	394,200		
	117		300,000	363,300	375,700	394,800		
	118		300,400	363,800	376,300	395,400		
	119		300,800	364,300	376,800	396,000		
	120		301,200	364,800	377,300	396,600		
	121		301,600	365,300	377,800	397,100		
	122		302,000		378,400	397,700		
	123		302,400		378,900	398,300		
	124		302,800		379,400	398,900		
	125		303,100		379,900	399,400		
	126		303,500		380,500	400,000		
	127		303,900		381,000	400,600		
	128		304,300		381,500	401,200		
	129		304,600		382,000	401,700		
	130		305,000		382,600	402,300		
	131		305,400		383,100	402,900		
1	l	l	I		l	I	ı	1

132	305,800	383,600	403,500		
133	306,100	384,100	404,000		
134	306,500	384,700			
135	306,900	385,200			
136	307,200	385,700			
137	307,500	386,200			
138	307,900	386,800			
139	308,200	387,300			
140	308,500	387,800			
141	308,800	388,300			
142	309,200	388,900			
143	309,500	389,400			
144	309,800	389,900			
145	310,100	390,400			
146		391,000			
147		391,500			
148		392,000			
149		392,500			
150		393,100			
151		393,600			
152		394,100			
153		394,600			
154		395,200			
155		395,700			
156		396,200			
157		396,700			

備考

- 1 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の 7 級の 1 号給から81号給までの括弧内の金額は、 7 級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

別表第2 (第5条関係)

行政職等給料表

職務の級	給料月額			
1 級	円 138,400			
2 級	172,900			
3 級	198,900			
4 級	213,700			
5 級	242,600 (258,300)			
6 級	264,700			
7 級	279,100 (297,100)			
8 級	327,700 (357,700)			
9 級	404,600			

備考

- 1 この表の5級の括弧内の金額は、5級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。 2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第3 (第5条関係)

級別基準職務表

1 行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職員の職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
3 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
4 級	係長の職務を補佐し、特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
5 級	係長又は主査の職務
6 級	高度の知識若しくは経験を必要とする係長又は主査の職務
7級	課長、事務所長、課長補佐又は主幹の職務
8 級	部長、室長又は次長の職務
9級	特に高度の知識又は経験を必要とする部長の職務

2 技能労務職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	技能労務職員の職務
2級	相当期間の経験を必要とする業務を行う技能労務職員の職務
3 級	相当長期の経験を有し、かつ、高度の技能を必要とする業務を行う技能労務職員の職務
4級	相当長期の経験を有し、かつ、特に高度の技能を必要とする業務を行う技能労務職員の職 務
5級	技能長の職務

3 行政職等給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職員の職務
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
3 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
4 級	係長の職務を補佐し、特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職員の職務
5 級	係長又は主査の職務
6 級	高度の知識若しくは経験を必要とする係長又は主査の職務
7 級	課長、事務所長、課長補佐又は主幹の職務
8 級	部長、室長又は次長の職務
9 級	特に高度の知識又は経験を必要とする部長の職務

金宝

(搖行型口染)

- 二十九年四月一日から施行する。六号)第四条第一項ただし書中「こえない」を「超えない」に改める改正規定を除く。)及び第二十一項の規定は平成六号)第四条第一項ただし書中「こえない」を「超えない」に改める改正規定を除く。)及第二十一項の規定は平成一日(以下「切替日」という。)から、附則第二十項(職員の分限に関する条例(昭和四十五年名古屋港管理組合条例第第十四条第一号の改正規定に限る。)、第十八項、第十九項及び第二十二項から第二十四項までの規定は平成二十八年四月第十三項、第十五項、第十六項、第十七項(勤務時間及び休暇に関する条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第七号)」この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第二条並びに附則第六項、第八項、第九項、
- 用する。 条例(平成二十七年名古屋港管理組合条例第一号)の規定は、平成二十七年四月一日(以下「適用日」という。)から適下「改正後の特別職条例」という。)の規定及び附則第十四項の規定による改正後の専任副管理者の結与の特例に関する附則第十二項の規定による改正後の特別職の職員の給与等に関する条例(昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号。以当、条の規定による改正後の給与条例(以下「平成二十七年改正後の条例」という。)の規定並びに附則第七項の規定、

(適用日の前日に休職していた職員の給料月額等の切替え等)

給又は給料月額は、管理者が定める。3 適用日の前日に休職していた職員で管理者の定めるもの(次項の規定の適用を受ける者を除く。)の適用日における号

(適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給等)

異動の日における号給又は給料月額は、管理者が定める。しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の平成二十七年改正後の条例の規定による当該適用又はという。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若4 適用日から施行日の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与条例(以下「平成二十七年改正前の条例」

(施行日における異動者の号給等の調整)

ことができる。適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うまず平成二十七年改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から平成二十七年改正後の条例の規定が料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額については、当該適用又は異動について、与 施行日において新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給

(切替日の前日に休職していた職員の給料月額等の切替え等)

- (経過措置) ら 切替日の前日に休職していた職員で管理者の定めるものの切替日における号給又は給料月額は、管理者が定める。
- 員に限る。) に対する平成二十七年改正後の条例第二十一条の二第四項の規定の適用については、なお従前の例による。7 適用日から平成二十八年三月三十一日までの間における再任用職員(給与条例第二十一条第三項に規定する特定管理職
- 第一」とあるのは、「給与条例の一部を改正する条例(平成二十八年名古屋港管理組合条例第二号)附則別表」とする。与条例(以下「平成二十八年改正後の条例」という。)別表第一の適用については、平成二十八年改正後の条例中「別表8 切替日から平成三十三年三月三十一日までの間(以下「特定期間」という。)における第二条の規定による改正後の給
- 年改正後の条例第十条の三の規定の適用については、なお従前の例による。る特定期間(平成二十八年改正後の条例第十条の三第一項各号の規定の適用を受ける期間を除く。)における平成二十八9 切替日の前日現に平成二十七年改正後の条例第十条の三第一項第三号又は第四号の規定の適用を受けていた職員に対す

(給与の内払)

内払とみなす。て、適用日以後の分として支給を受けた給与は、平成二十七年改正後の条例又は改正後の特別職条例の規定による給与のい。平成二十七年改正前の条例又は附則第十二項の規定による改正前の特別職の職員の給与等に関する条例の規定に基づい

(秦任)

は、附則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

21 特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第二条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百七十五」に改める。
本界館の暗真の糸上等は関する。

は特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一中「九十二万千円」を「八十八万九千円」に改める。第二条第三項中「百分の百四十」を「千分の千四百七十五」に、「百分の百七十五」を「千分の千六百二十六」に改める。

(専任副管理者の給与の特例に関する条例の一部改正)

は 単任副管理者の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

ら

専任副管理者の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、 附則に次の一項を加える。

(凝過描層)

第一条本文の規定により支給することとなる額から六万円を減じた額とする。2 専任副管理者の平成二十八年四月一日から同月三十日までの間における給料月額は、第一条本文の規定にかかわらず、

(給与条例の一部を改正する条例の一部改正)

附則別表を次のように改める。

13 給与条例の一部を改正する条例(平成二十六年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則別表

行政職等給料表

職務の級	給料月額
1 級	131,600
2 級	164,400
3 級	189,100
4 級	200,500
5 級	231,200 (244,500)
6 級	251,600
7 級	265,300 (282,500)
8 級	311,500 (340,000)
9 級	384,600

備考

- 1 この表の5級の括弧内の金額は、5級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。 2 この表の7級の括弧内の金額は、7級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 3 この表の8級の括弧内の金額は、8級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

(勤務時間及び床暇に関する条例の一部改正)

い動務時間及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条中「前四条」を「第二条から前条まで」に改める。

第十四条中「次の各号」を「次」に改め、同条第一号中「一週間」を「三週間」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

2 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

同項第五号を同項第四号とする。 を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第一号」を「第一項」に改め、同号を同項第三号とし、 病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下同じ。)」を加え、「前号」を「第一項」に改め、同号 病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下同じ。)」を加え、「前号」を「第一項」に改め、同号 中「一万六千七百円」を「三万千七百円」に改め、同項第六号中「二万八百五十円」を「三万七千百円」に改め、同項第七号「二万五千円」を「三万二千五百円」に改め、同項第七号「五万四千百五十円」に改め、同項第四号中「三万三十三百五十円」を「四万三十三百五十円」に改め、同項第五号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」に改め、同項第三号中「四万五千八百五十円」を「五万九千五百五十円」にある、同項第三号中「四四十八百万一十八百万二十四四十四月)。

を「臨時的任用期間」に改める。業(臨時的任用期間」に改める。業(前号に該当するものを除く。)」を加え、同条第五項第一号中「臨時に雇用」を「臨時的に任用」に、「臨時雇用期間」ことその他の管理者が定める要件に該当するものに限る。)」を加え、同項第二号中「専従休職」の下に「、自己啓発等休規定する大学等課程の履修又は同項に規定する国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められる第七条第四項第一号中「停職」の下に「、自己啓発等休業(当該休業の期間中の地方公務員法第二十六条の五第一項に

める。第二十一条の見出し中「臨時雇用職員」を「臨時的任用職員」に改め、同条中「臨時に雇用」を「臨時的に任用」に改

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

月額」と読み替えて計算して得た額又は改正後の退職手当条例の規定により計算して得た額のいずれか多い額とする。一部を改正する条例(平成二十八年名古屋港管理組合条例第二号)附則第十八項の施行の日の前日におけるその者の給料る。)による改正前の職員の退職手当に関する条例第六条」と、第三条中「その者の給料月額」とあるのは「給与条例の項の規定(職員の退職手当に関する条例第六条第一項第一号から第七号までの改正規定及び同条第五項の改正規定に限の三中「第六条」とあるのは「給与条例の一部を改正する条例(平成二十八年名古屋港管理組合条例第二号)附則第十八の退職手当に関する条例(以下「改正後の退職手当条例」という。)の規定にかかわらず、改正後の退職手当条例第二条り、切替日の前日現に在職する職員のうち、特定期間に退職した者に係る退職手当の額は、前項の規定による改正後の職員

(職員の分限に関する条例の一部改正)

2 職員の分限に関する条例の一部を次のように改正する。

間を加えた期間)」を削り、「こえない」を「超えない」に改める。第四条第一項ただし書中「(引き続く在職期間が長期である職員にあつては、その在職期間に対応して定める別表の期

別表を削る。

(職員の分限に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

お従前の例による。 づき休職中の職員に対する前項の規定による改正後の職員の分限に関する条例第四条第一項の規定の適用については、ない。平成二十九年三月三十一日現に地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項第一号の規定に基

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

23 職員の育児休業等に関する条例(平成四年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「定める」の下に「とともに、法第一条の目的に資するため、必要な事項を定める」を加える。

附則に次の見出し及び四項を加える。

(特別養子縁組に係る休暇)

- 監護するため、当該者が三歳に達する日まで、特別養子縁組育児休暇を受けることができる。八百十七条の二第一項に規定する特別養子縁組(以下「特別養子縁組」という。)を成立させるための養子となる者を例」という。) 第十条の規定にかかわらず、任命権者の承認を受けて、民法(明治二十九年法律第八十九号)第7 当分の間、職員は、勤務時間及び休暇に関する条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第七号。以下「勤務時間条
- ∞ 前項の休暇の承認に係る給与その他の勤務条件については、育児休業の承認を受けた職員の例に準ずる。
- (二時間を超えない範囲内の時間に限る。)について特別養子縁組部分休暇を承認することができる。学校就学の始期に達するまでの特別養子縁組を成立させるための養子となる者を監護するため一日の勤務時間の一部9 当分の間、任命権者は、勤務時間条例第十条の規定にかかわらず、職員が請求した場合において、当該職員がその小
- い 前項の休暇の承認に係る給与その他の勤務条件については、部分休業の承認を受けた職員の例に準ずる。

(名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

のように改正する。

3、各古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次

とし、同号の前に次の一号を加える。第三条中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、同条第六号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第八号

七 職員の退職管理の状況

第三条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の人事評価の状況

(名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3. 前項の規定による改正後の名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(以下「改正後の人事行政条

同条第七号の規定は、適用しない。 正後の人事行政条例第三条の規定の適用については、同条第二号中「人事評価」とあるのは、「勤務成績の評定」・例」という。)第二条の規定により任命権者が平成二十七年度における人事行政の運営の状況を報告する場合におけ	とし、7名3

附則別表

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号給	給料月額	給料月額	<u> </u>	給料月額	給料月額	給料月額	 給料月額	給料月額	給料月額
3 //14	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	128,000	154,500	215,000	229,500	244,300	271,600	324,000	395,500	414,900
						(310,000)	(371,800)		
2	129,000	155,700	216,600	231,000	246,400	273,700	326,800	398,700	418,500
	120,000	150,000	010 000	000 500	0.40.400	(312,400)	(374,500)	401.000	499,000
3	130,000	156,900	218,200	232,500	248,400	275,800 (314,800)	329,600 (377,200)	401,900	422,000
4	130,900	158,100	219,800	233,900	250,400	277,800	332,400	405,100	425,500
	100,000	100,100	210,000	200,000	200,100	(317,200)	(379,800)	100,100	120,000
5	131,800	159,200	221,300	235,300	252,400	279,800	335,100	408,200	429,000
						(319,600)	(382,400)		
6	132,800	160,900	222,900	237,300	254,500	282,000	337,800	411,400	432,700
7	133,800	162,500	224,500	239,300	256,500	(322,100) 284,200	(384,800) 340,500	414,500	436,400
(155,600	102,500	224 , 500	209,000	230,300	(324,600)	(387,200)	414,500	450,400
8	134,700	164,100	226,100	241,300	258,500	286,300	343,200	417,600	440,000
		,	ŕ	·	,	(327,000)	(389,500)	,	
9	135,600	165,700	227,700	243,200	260,500	288,400	345,800	420,700	443,600
	10000			0.45		(329,400)	(391,800)	400000	
10	136,600	167,400	229,700	245,200	262,600	290,700	348,200	423,900	447,200
11	137,600	169,100	231,700	247,200	264,700	(331,800) 292,900	(394,200) 350,600	427,000	450,800
	101,000	100,100	201,100	211,200	201,100	(334,200)	(396,600)	121,000	100,000
12	138,600	170,800	233,600	249,200	266,700	295,100	353,000	430,100	454,300
						(336,500)	(398,900)		
13	139,500	172,500	235,500	251,100	268,700	297,300	355,300	433,200	457,800
14	140,000	174 200	227 500	252 200	270 200	(338,800)	(401,200)	496 900	461 400
14	140,600	174,200	237,500	253,200	270,800	299,600 (341,200)	357,600 (403,200)	436,200	461,400
15	141,700	175,900	239,400	255,300	272,900	301,900	359,900	439,200	464,900
	,	ĺ	ĺ	ĺ	,	(343,500)	(405,200)	ĺ	
16	142,700	177,600	241,300	257,400	275,000	304,200	362,200	442,200	468,400
	1.40.500	150,000	0.40.000	050 400	0.55	(345,800)	(407,200)	4.45.100	451.000
17	143,700	179,300	243,200	259,400	277,000	306,400 (348,100)	364,500 (409,100)	445,100	471,900
18	144,800	181,100	245,100	261,500	279,100	308,800	366,700	447,900	475,400
	111,000	101,100	210,100	201,000	210,100	(350,400)	(410,800)	111,000	110,100
19	145,900	182,900	247,000	263,600	281,200	311,200	368,900	450,700	478,900
						(352,700)	(412,500)		
20	147,000	184,700	248,900	265,700	283,300	313,500	371,100	453,500	482,300
21	148,000	186,400	250,800	267,800	285,400	(355,000) 315,800	(414,200) 373,200	456,300	485,700
	1 10,000	100,100	200,000	201,000	200,100	(357,200)	(415,900)	100,000	100,100
22	149,200	188,400	252,700	270,000	287,600	318,200	375,400	458,900	489,000
						(359,500)	(417,200)		
23	150,400	190,300	254,600	272,100	289,700	320,600	377,500	461,500	492,200
24	151,500	192,200	256,500	274,200	291,800	(361,700) 323,000	(418,500) 379,600	464,100	495,400
24	101,000	132,200	200,000	214,200	231,000	(363,900)	(419,800)	404,100	430,400
25	152,600	194,100	258,400	276,300	293,900	325,300	381,700	466,600	498,600
						(366,100)	(421,100)		
26	154,100	196,100	260,300	278,500	296,100	327,300	383,800	468,700	501,800
27	155,600	198,100	262,200	280,600	298,200	(368,400) 329,300	(422,400) 385,800	470,800	505,000
	100,000	130,100	404 , 400	400 , 000	430,400	(370,600)	(423,700)	410,000	505,000
28	157,100	200,100	264,100	282,700	300,300	331,300	387,800	472,900	508,100
						(372,800)	(424,900)		
29	158,500	202,100	266,000	284,800	302,400	333,200	389,800	475,000	511,200
20	160 200	202.000	267.000	207.000	204600	(375,000)	(426,100)	477.000	E14400
30	160,300	203,900	267,900	287,000	304,600	335,200 (377,200)	391,500 (427,400)	477,000	514,400
31	162,100	205,700	269,800	289,100	306,800	337,200	393,100	479,000	517,500
				, i		(379,300)	(428,600)		

_										
	32	163,900	207,500	271,700	291,200	308,900	339,200	394,700	480,900	520,600
	33	165,700	209,200	273,600	293,300	311,000	(381,400) 341,200	(429,800) 396,300	482,800	523,700
	34	167,400	211,000	275,500	295,500	313,300	(383,500) 343,300	(431,000) 397,700	484,400	526,800
		107,400	211,000	275,500	295,500	313,300	(385,100)	(432,100)	404,400	
	35	169,100	212,700	277,400	297,700	315,600	345,400 (386,700)	399,100 (433,200)	486,000	529,900
	36	170,800	214,400	279,300	299,900	317,800	347,400	400,500	487,600	532,900
	37	172,500	216,100	281,200	302,000	320,000	(388,300) 349,400	(434,300) 401,800	489,100	535,900
	38	174,100	217,900	283,100	304,100	322,200	(389,800) 351,500	(435,300) 403,100	490,500	538,800
		174,100					(390,800)	(436,100)		
	39	175,600	219,600	285,000	306,200	324,400	353,500 (391,800)	404,300 (436,900)	491,900	541,600
	40	177,100	221,300	286,900	308,300	326,500	355,500	405,500	493,300	544,400
	41	178,600	223,000	288,700	310,300	328,600	(392,700) 357,500	(437,600) 406,700	494,700	547,200
	42	180,100	224,800	290,600	312,200	330,700	(393,600) 359,300	(438,300) 407,700	496,100	550,000
							(395,000)	(439,100)	,	
	43	181,600	226,500	292,500	314,100	332,700	361,100 (396,400)	408,700 (439,900)	497,500	552,800
	44	183,000	228,200	294,400	315,900	334,700	362,800 (397,700)	409,700 (440,600)	498,900	555,600
	45	184,400	229,900	296,200	317,700	336,700	364,500	410,600	500,300	558,400
	46	185,900	231,700	298,100	319,600	338,600	(399,000) 366,300	(441,300) 411,500	501,500	561,300
							(400,000)	(442,100)		
	47	187,300	233,400	300,000	321,400	340,400	368,100 (401,000)	412,400 (442,800)	502,700	564,100
	48	188,700	235,100	301,800	323,200	342,200	369,800 (402,000)	413,300 (443,500)	503,900	566,900
	49	190,100	236,800	303,600	325,000	344,000	371,500 (403,000)	414,200 (444,200)	505,000	569,700
	50	191,500	238,600	305,500	326,900	345,800	372,800	415,000	506,200	572,600
	51	192,900	240,300	307,300	328,700	347,600	(403,700) 374,100	(445,000) 415,800	507,400	575,400
	52	194,300	242,000	309,100	330,500	349,400	(404,400) 375,300	(445,800) 416,500	508,600	578,200
	53	195,600	243,700	310,900	332,300	351,100	(405,100) 376,500	(446,500) 417,200	509,800	581,000
	54	196,900	245,500	312,600	333,800	352,300	(405,800) 377,700	(447,200) 418,000	511,000	583,800
							(406,500)	(448,000)		
	55	198,200	247,200	314,300	335,200	353,500	378,900 (407,200)	418,800 (448,700)	512,200	586,600
	56	199,400	248,900	316,000	336,600	354,700	380,000 (407,900)	419,500 (449,400)	513,400	589,400
	57	200,600	250,600	317,600	338,000	355,800	381,100 (408,600)	420,200 (450,100)	514,600	592,200
	58	201,900	252,400	319,100	339,100	357,300	382,000	421,000	515,800	595,100
	59	203,100	254,100	320,600	340,200	358,800	(409,300) 382,900	(450,900) 421,700	517,000	597,900
	60	204,300	255,800	322,100	341,200	360,300	(410,000) 383,800	(451,700) 422,400	518,200	600,700
	61	205,500	257,500	323,500	342,200	361,700	(410,700) 384,600	(452,400) 423,100	519,400	603,500
	62	206,600	259,200	324,900	343,200	362,700	(411,300) 385,300	(453,100) 423,900		
	63	207,700	260,800	326,300	344,200	363,700	(412,000) 386,000	(453,900) 424,700		
							(412,700)	(454,700)		
	64	208,700	262,400	327,700	345,200	364,700	386,700 (413,400)	425,400 (455,400)		

_									
	65	209,700	264,000	329,100	346,200	365,600	387,400	426,100	
	66	210,800	265,000	330,400	346,900	366,500	(414,100) 388,100	(456,100) 426,900	
	00	210,000	200,000	330,400	540,900	300,300	(414,800)	(456,900)	
	67	211,800	266,000	331,700	347,500	367,300	388,800	427,600	
	68	212,800	267,000	333,000	348,100	368,100	(415,500) 389,500	(457,600) 428,300	
	00	212,000	201,000	333,000	340,100	300,100	(416,200)	(458,300)	
	69	213,800	267,900	334,200	348,700	368,900	390,100	429,000	
	70	214,800	268,900	335,300	349,500	369,600	(416,900) 390,800	(459,000) 429,800	
							(417,600)	(459,800)	
	71	215,800	269,900	336,400	350,200	370,300	391,500 (418,300)	430,500 (460,600)	
	72	216,800	270,900	337,500	350,900	371,000	392,200	431,200	
	73	217,800	271,800	338,500	351,600	371,700	(419,000) 392,900	(461,300) 431,900	
	7.0	211,000	211,000	330,300	331,000	371,700	(419,700)	(462,000)	
	74	218,700	272,700	339,200	352,300	372,400	393,600	432,700	
	75	219,500	273,600	339,900	353,000	373,100	(420,400) 394,300	(462,800) 433,400	
							(421,100)	(463,500)	
	76	220,300	274,500	340,600	353,600	373,800	395,000 (421,800)	434,100 (464,200)	
	77	221,100	275,400	341,200	354,200	374,500	395,700	434,800	
	70	221 000	976 200	242.000	254.000	275 200	(422,400)	(464,900)	
	78	221,900	276,300	342,000	354,900	375,200	396,400 (423,100)	435,500 (465,700)	
	79	222,700	277,200	342,800	355,600	375,900	397,100	436,200	
	80	223,500	278,000	343,600	356,200	376,600	(423,800) 397,800	(466,500) 436,900	
		220,000					(424,500)	(467,200)	
	81	224,300	278,800	344,400	356,800	377,200	398,500 (425,200)	437,600 (467,900)	
	82	225,100	279,700	345,100	357,500	377,900	399,200	438,400	
	83	225,900	280,600	345,700	358,200	378,600	(425,900) 399,900	439,100	
							(426,600)	·	
	84	226,700	281,400	346,300	358,800	379,300	400,600 (427,300)	439,800	
	85	227,500	282,200	346,900	359,400	380,000	401,200	440,500	
	86	228,300	283,000	347,500	360,100	380,700	(427,900) 401,900	441 200	
	00	440,300	200,000	347,300	300,100	300,700	(428,600)	441,300	
	87	229,100	283,800	348,100	360,800	381,400	402,600	442,000	
	88	229,900	284,600	348,700	361,400	382,100	(429,300) 403,300	442,700	
		000.000					(429,900)		
	89	230,600	285,300	349,200	362,000	382,800	404,000 (430,500)	443,400	
	90	231,400	286,000	349,800	362,700	383,500	404,700	444,100	
	91	232,200	286,700	350,400	363,300	384,200	405,400	444,800	
	92	233,000	287,400	351,000	363,900	384,900	406,100	445,500	
	93	233,700	288,000	351,600	364,500	385,600	406,800	446,200	
	94	234,300	288,700	352,200	365,200	386,300	407,500	447,000	
	95	234,900	289,400	352,700	365,900	387,000	408,200	447,700	
	96	235,400	290,100	353,200	366,500	387,700	408,900	448,400	
	97	235,900	290,700	353,700	367,100	388,300	409,500	449,100	
	98	236,400	291,400	354,300	367,800	389,000	410,200		
\Box									<u>'</u>

99	236,900	292,100	354,800	368,500	389,700	410,900		
100	237,300	292,700	355,300	369,100	390,400	411,600		
101	237,700	293,300	355,800	369,700	391,100	412,200		
102	238,200	293,800	356,400	370,400	391,800	412,900		
103	238,600	294,300	356,900	371,100	392,500	413,600		
104	239,000	294,800	357,400	371,700	393,200	414,300		
105	239,400	295,200	357,900	372,300	393,900	414,900		
106	239,900	295,600	358,500	373,000	394,600	415,600		
107	240,300	296,000	359,000	373,700	395,300	416,300		
108	240,700	296,400	359,500	374,300	396,000	416,900		
109	241,100	296,800	360,000	374,900	396,600	417,500		
110		297,200	360,600	375,600	397,300	418,200		
111		297,600	361,100	376,200	398,000	418,800		
112		298,000	361,600	376,800	398,700	419,400		
113		298,400	362,100	377,400	399,400	420,000		
114		298,800	362,700	378,100	400,100			
115		299,200	363,200	378,800	400,800			
116		299,600	363,700	379,400	401,500			
117		300,000	364,200	380,000	402,200			
118		300,400	364,800	380,700	402,900			
119		300,800	365,300	381,400	403,600			
120		301,200	365,800	382,000	404,300			
121		301,600	366,300	382,600	404,900			
122		302,000		383,300	405,600			
123		302,400		384,000	406,300			
124		302,800		384,600	406,900			
125		303,100		385,200	407,500			
126		303,500		385,900	408,200			
127		303,900		386,600	408,900			
128		304,300		387,200	409,500			
129		304,600		387,800	410,100			
130		305,000		388,500	410,800			
131		305,400		389,100	411,500			

<u> </u>		 			1		
	132	305,800	389,700	412,100			
	133	306,100	390,300	412,700			
	134	306,500	391,000				
	135	306,900	391,600				
	136	307,200	392,200				
	137	307,500	392,800				
	138	307,900	393,500				
	139	308,200	394,100				
	140	308,500	394,700				
	141	308,800	395,300				
	142	309,200	396,000				
	143	309,500	396,600				
	144	309,800	397,200				
	145	310,100	397,800				
	146		398,500				
	147		399,100				
	148		399,700				
	149		400,300				
	150		401,000				
	151		401,600				
	152		402,200				
	153		402,800				
	154		403,400				
	155		404,000				
	156		404,600				
	157		405,200				
L							

備老

- 1 この表の6級の1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。
- 2 この表の 7 級の 1 号給から81号給までの括弧内の金額は、 7 級の職にある職員のうち、管理者が指定するものに適用する。

平成二十八年三月三十一日行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を公布する。

愛知県知事 大村 秀章名古屋港管理組合管理者

名古屋港管理組合条例第三号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(結与条例の一部改正)

第一条 給与条例(昭和二十七年名古屋港管理組合条例第五号)の一部を次のように改正する。

査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文」に改める。第二十一条の五第二項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条又は第四十五条」を「行政不服審

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十年名古屋港管理組合条例第二号)の一部を次のように改正する。

査法(平成二十六年法律第六十八号)第十八条第一項本文」に改める。第十工条第四項中「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審

(名古屋港管理組合手数料条例の一部改正)

第三条 名古屋港管理組合手数料条例(昭和三十三年名古屋港管理組合条例第三号)の一部を次のように改正する。

同法第七十八条第四項」に改める。 三十八条第六項の規定により読み替えて適用する同条第四項及び同法第八十一条第三項の規定により読み替えて準用する第一条中「第二百二十七条第一項」を「第二百二十七条並びに行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第

第二条に次の一号を加える。

六 行政不服審査法第三十八条第一頃又は第七十八条第一頃の規定による書類等の写し等の交付

第三条に次の一項を加える。

ただし、第二条第六号に係るものは、この限りでない。第四条第一項中「第二条の各号」を「第二条各号(第六号を除く。)」に改め、同条第二項に次のただし書を加える。2 前項の規定にかかわらず、前条第六号に係る手数料は、別表のとおりとし、交付の際、請求者からこれを徴収する。

同条に次の一項を加える。 第六条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中「事務」の下に「(第二条第六号に係る事務を除く。)」を加え、

附則の次に次の別表を加える。 ると認める者の請求による第二条第六号に係る事務については、その手数料を減免することができる。 3 行政不服審査法第三十八条第一項の規定による交付を行う者又は名古屋港管理組合行政不服審査会は、特に事情があ

別表 (第三条関係)

交付の方法	净包	手数料の額
用紙に複写又は	出力した場合は、片面を一用紙一枚(両面に複写文は	白黒 十日
出力したもの	枚として計算する。) につき出力した場合は、ド面を一	カラー 二十円

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

別表第二名古屋港管理組合個人情報保護審議会の委員の項の次に次のように加える。 第四条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和三十九年名古屋港管理組合条例第十号)の一部を次のように改正する。

名古屋港管理組合行政不服審查	日額一万二千六百円	旅費条例に規定する八級の職務にある者
会の委員及び専門委員		の旅費相当額

(名古屋港管理組合行政手続条例の一部改正)

第十九条第二項第四号中「ことのある」を削る。第十九条第二項第四号中「ことのある」を削る。第五条(名古屋港管理組合行政手続条例(平成七年名古屋港管理組合条例第五号)の一部を次のように改正する。

(名古屋港管理組合情報公開条例の一部改正)

目次中「不服申立て等(第十九条」を「審査請求等(第十八条の二」に改める。第14条 名古屋港管理組合情報公開条例(平成十二年名古屋港管理組合条例第七号)の一部を次のように改正する。

号」を「第三項第三号」に改める。第十五条第一項中「第十九条第三項及び第三項」に改め、同条第三項中「第二項第三」第十五条第一項中「第十九条第三項及び第三項」に改め、同条第三項中「第二項第三

第三章の章名を次のように改める。

第三章 審查請求等

第三章中第十九条の前に次の一条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第十八条の二 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第

大十八号) 第九条第一頃本文の規定は、適用しない。

り、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第二号を次のように改める。係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、「、遅滞なく」を削第十九条第一項中「について行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」を「又は開示請求に

の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。) 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政文書

「の裁決」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第一号を次のように改める。る開示決定等(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求」に、「の決定」をで「棄却する裁決」に改め、同項第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係第十九条第三項中「決定を」を「裁決を」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」

審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

項を加える。査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一第十九条第二項第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審

開審査会に送付しなければならない。一項の反論書又は同条第二項の意見書の提出があったときは、当該反論書又は高見書の写しを名古屋港管理組合情報公4 諮問実施機関は、当該審査請求に係る行政不服審査法第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十条第1.

胃るする。女作しているのとは、これのこれに

第十九条第一項の次に次の一項を加える。

第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。3 前項の規定による諮問は、当該審査請求に対する行政不服審査法第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法

第二十条第一頃中「不暇申立て」を「審査請求」に改める。

を「審査請求人等」に改め、同条第六項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第七項及び第八項中「不服申立「、不服申立人」を「、審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第五項中「不服申立人等」第二十一条第一項及び第三項中「開示決定等」を「審查請求」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、

人等」を「審査請求人等」に改め、同条第十項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

を次のように改正する。 第七条 名古屋港管理組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年名古屋港管理組合条例第二号)の一部

第四条第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(名古屋港管理組合個人情報保護条例の一部改正)

- 目次中「不服申立て等(第四十一条・」を「審査請求等(第四十一条─」に改める。 第八条 名古屋港管理組合個人情報保護条例(平成十八年名古屋港管理組合条例第四号)の一部を次のように改正する。

四十一条」を「第四十一条の二」に改める。第二十三条第一項中「第四十一条の二第三項及び第五項」に改め、同条第三項中「第四十一条第二項及び第三項」を「第四十一条の二第三項及び第五項」に改め、同条第三項中「第

第三十五条第一項第一号中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第三章第四節の節名を次のように改める。

第四節 審查請求等

「とき。」を「場合」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、「、遅滯なく」を削り、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、る不作為」に、「行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに第四十一条第一項中「又は利用停止決定等」を「、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係

個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。) 二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有。。」 ネーザイー けごと ドロダード ア・ダレー・アング・マンド ごいご

三、裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審查請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合「表決」、第五言文の会話を言えて、当該審査請求に係る保有個人情報の利用はですべる。。これは「

を「の裁決」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項第一号を次のように改める開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求」に、「の決定」を「棄却する裁決」に改め、同項第二号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に保第四十一条第三項中「決定を」を「裁決を」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」

 \mathcal{W}_{\circ}

→ 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

に次の一項を加える。「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求に係る保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次第四十一条第二項第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第三号中「不服申立てに係る開示決定等」を

ならない。一項の反論書又は同条第二項の意見書の提出があったときは、当該反論書又は意見書の写しを審議会に送付しなければ4.項の反論書又は同条第二項の意見書の提出があったときは、当該反論書又は意見書の写しを審議会に送付しなければ4.諮問実施機関は、当該審査請求に係る行政不服審査法第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法第三十条第

第四十一条第一項の次に次の一項を加える。

第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。2 前項の規定による諮問は、当該審査請求に対する行政不服審査法第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法

第三章第四節中第四十一条を第四十一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第四十一条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係

四十一条第一項」を「第四十一条の二第一項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。を「審査請求人」に改め、同条第七項及び第八項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第七項中「第等」を「審査請求人等」に改め、同条第五項中「不服申立人等」を「審查請求人等」に改め、同条第六項中「不服申立人」查請求」に改め、同条第四項中「不服申立て」を「審查請求」に、「、不服申立人」を「、審查請求人」に、「不服申立人定等又は利用停止決定等」を「審查請求」に改め、同条第三項中「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等」を「審審四十四条第一項中「第四十一条第一項」を「第四十一条の二第一項」に、「不服申立て」及び「開示決定等、訂正決多審查請求については、行政不服審查法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用しない。

金融

(施行期日)

附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第八条中名古屋港管理組合個人情報保護条例第三十五条の

(凝過描層)

$ \mathcal{O} $	行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、	この条例の施行	I前にされた行政庁の処分そ	の他
	ひ子為又よこの条列の砲子前こさいと申青こ系る子数字の不作為こ系ると	DOUD C MAC	なち述前の列こよる。	

規則

平成二十八年三月三十一日女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則を公布する。

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

名古屋港管理組合規則第一号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

特定事業主行動計画を定めるものとする。その長又はその職員で規則で定めるものとする。その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる職員についての女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十五条第一項の地方公共団体の機関、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百十八号)第一条第二項の規定に基づき、

沙田 地	管理者が任命する職員
議会の議員	議会の議長が任命する職員
代表監查委員	代表監査委員が任命する職員

付 副

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日行政不服審査法等の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則を公布する。

愛知県知事 大村 秀章名古屋港管理組合管理者

名古屋港管理組合規則第二号

行政不服審査法等の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(給与条例施行規則の一部改正)

第一条 給与条例施行規則(昭和二十七年名古屋港管理組合規則第三号)の一部を次のように改正する。

を「審査請求期間」に改める。第二十八条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」

(職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部改正)

正する。 第二条 職務に専念する義務の免除基準に関する規則(昭和三十二年名古屋港管理組合規則第五号)の一部を次のように改

第一条第十二号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(名古屋港管理組合財務規則の一部改正)

める。 様式第二十号(その一)及び様式第二十号(その二)中「30口」を「3 甌口」に、「捆瓢毌け八」を「疄吟謙之」に改第三条 名古屋港管理組合財務規則(昭和三十九年名古屋港管理組合規則第七号)の一部を次のように改正する。

| コード 収入種別 款 項 目 節 細節

コード 款 項 目 節 細節

様式第三十三号(その一)備考を次のように改める。

備考 この様式は、物品の購入(年度契約及び単価契約に係るものを除く。)及び物品の修繕の依頼をする場合に使用すること。

様式第三十四号(その一) 備考を欠のように致める。

備考 この様式は、物品購入等関係調書に基づかない契約の依頼をする場合に使用すること。

(名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例施行規則の一部改正)

うに改正する。 第四条 名古屋港管理組合港湾環境整備負担金条例施行規則(昭和五十五年名古屋港管理組合規則第六号)の一部を次のよ

(名古屋港管理組合情報公開条例施行規則の一部改正)

第九条第六項中「第十九条第三項」を「第十九条第五項」に改める。**第五条** 名古屋港管理組合情報公開条例施行規則(平成十三年名古屋港管理組合規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十三条(見出しを含む。)中「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改める。

第十四条第一項第六号八中「決定」を「裁決」に致める。

薬式紙川
中区
や薬式
紙目
中
「60日」
ゆ「3箇月」
じ、「
異議申立て」
ゆ「審査請求」
い
お
るの。

樊忙無十│中母「開示決定等に対する不服申立て」や「審査請求」以′「第19条第2項」や「第19条第3項」以′

開示請求に係る行政文書の 名称その他の開示請求に係 る行政文書を特定するに足 りる事項

不服申立ての内容

審査請求に係る行政文書の 名称その他の開示請求に係 る行政文書を特定するに足 りる事項

に改める。

審査請求の内容

(名古屋港管理組合故置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部改正)

則第十六号)の一部を次のように改正する。 第六条 名古屋港管理組合故置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則(平成十四年名古屋港管理組合規

蒸火等大品及び蒸火等上。60日〕や「30日」に、「甜鰈申りて」を「舞り出来」に改める。

(名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則の一部改正)

正する。 第七条 名古屋港管理組合個人情報保護条例施行規則(平成十八年名古屋港管理組合規則第十四号)の一部を次のように改

第十二条第六頃中「第四十一条第三項」を「第四十一条の二第五項」に改める。

第二十一条中「第四十一条第二項」を「第四十一条の二第三項」に改める。

様式

第目中文

が様式

第

採出

第中

正

「

名

で

に

名

で

の

に

名

に

の

に

と

に

の

に<br

いතるる。 や「3 箇月」に、「 異議申立て」 や「 審重請求」 に ある、 回 様式 無 か 無 1 ず 中 「 第 4 1 条 第 3 項」 や 「 第 4 1 条 の 2 第 5 項」 に 、 「 6 0 日 1 乗 1 条 1 年 2 年 3 項」 や 「 第 4 1 条 6 3 項」 や 「 第 4 1 条 6 3 項」 や 「 第 4 1 条 6 3 項」 や 「 第 4 1 条 6 3 項」 や 「 第 4 1 条 6 3 項」 と 「 6 0 日 」

に改める。 様式第十四号、様式第十五号、様式第十九号及び様式第二十号中「60日」を「3甌ユ」に、「粗糶亜けて」を「蝌蚪詘袂」

※ 台級 11 十 1 中日 「 決定等に対する不服申立て」 ゆ「審査請求」 以、「第41条第2項」 ゆ「第41条の2

決定等の あった保有個人情 報の内容 不服申立ての内容

審査請求に係る保 有個人情報の内容

に改める。

審査請求の内容

室 別

(烟行期日)

(凝過措置)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

- の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分その他
- 正後の財務規則の様式の要件を満たすよう必要な修正をして使用することができる。定による改正後の名古屋港管理組合財務規則(以下「改正後の財務規則」という。)の規定にかかわらず、当分の間、改二十八号、様式第二十八号の二、様式第三十三号(その一)及び様式第三十四号(その一)の用紙については、同条の規3 この規則施行の際第三条の規定による改正前の名古屋港管理組合財務規則の規定に基づいて作成されている様式第

議会事項

議会事務局

平成二十八年三月三十一日名古屋港管理組合議会事務局行政文書管理規程(平成二十一年訓令第一号)の一部を次のように改正する。

名古屋港管理組合議会

議長 岡本 善博

第四十一条第二項中「毎年」を「二年に」に改める。第三十八条第四項第三号中「決定」を「裁決」に改める。

温 波

(梶仁野口)

1 この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(凝過指置)

従前の例による。 前にされた議長の処分その他の行為又はこの訓令の施行前にされた申請に係る議長の不作為に係るものについては、なおり 議会の議長(以下「議長」という。) の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この訓令の施行

名古屋港管理組合議会告示第一号

次のように改正する。各古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程(平成十三年名古屋港管理組合議会告示第一号)の一部を名古屋港管理組合議会が管理する行政文書の開示に関する規程(平成十三年名古屋港管理組合議会告示第一号)の一部を

平成二十八年三月三十一日

名古屋港管理組合議会

議長 岡本 善博

第八条第六項中「第十九条第三項」を「第十九条第五項」に改める。

第十二条(見出しを含む。)中「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改める。

第十三条第一項第六号八中「決定」を「裁決」に改める。

※ 出郷十一中田「開示決定等に対する不服申立て」や「審査請求」と、「第19条第3項」や「第19条第5項」と、「60日」や「3※ 出郷十一中田「開示決定等に対する不服申立て」や「審査請求」と、「第19条第3項」や「第19条第5項」と、「60日」や「3

開示請求に係る行政文書審査請

の名称その他の開示請求 に係る行政文書を特定す るに足りる事項

44

審査請求に係る行政文書 の名称その他の開示請求 に係る行政文書を特定す るに足りる事項

に改める。

不服申立ての内容

審査請求の内容

海 副

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

監查委員事項

名古屋港管理組合監查委員告示第一号

ように改正する。各古屋港管理組合監査委員事務局行政文書管理規程(平成二十六年名古屋港管理組合監査委員告示第一号)の一部を次の

平成二十八年三月三十一日

同 鈴 木 邦 尚同 西 川 洋 二名古屋港管理組合監査委員 石 井 芳 樹

第四十一条第二項中「毎年」を「二年に」に改める。第三十八条第四項第三号中「決定」を「裁決」に改める。

密 副

(烟行野口)

1 この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

(凝過推圖)

例による。 の処分その他の行為又はこの規程の施行前にされた申請に係る代表監査委員の不作為に係るものについては、なお従前の2 代表監査委員の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この規程の施行前にされた代表監査委員

名古屋港管理組合監查委員告示第二号

の一部を次のように改正する。の一部を次のように改正する。名古屋港管理組合監査委員が管理する行政文書の開示に関する規程(平成十三年名古屋港管理組合監査委員告示第一号)

平成二十八年三月三十一日

第八条第六項中「第十九条第三項」を「第十九条第五項」に改める。

第十二条(見出しを含む。)中「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改める。

第十三条第一項第六号八中「決定」を「裁決」に改める。

様式紙川中及び様式紙目中十「60日」や「3 箇月」に、「 異議申立て」や「 審事請求」におめる。

開示請求に係る行政文書 の名称その他の開示請求 に係る行政文書を特定す るに足りる事項 審査請求に係る行政文書 の名称その他の開示請求 に係る行政文書を特定す るに足りる事項

に改める。

不服申立ての内容

審査請求の内容

と 別

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

名古屋港管理組合監查委員告示第三号

の一部を次のように改正する。名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程(平成十八年名古屋港管理組合監査委員の保有する個人情報の保護に関する規程(平成十八年名古屋港管理組合監査委員告示第二号)

平成二十八年三月三十一日

同 鈴 木 邦 尚同 西 川 洋 二名古屋港管理組合監查委員 石 井 芳 樹

第十二条第六項中「第四十一条第三項」を「第四十一条の二第五項」に改める。

第二十一条中「第四十一条第二項」を「第四十一条の二第三項」に改める。

に改める。 様式第十四号、様式第十五号、様式第十九号及び様式第二十号中「60日」を「3箇田」に、「捆轢申けて」を「略吟請え

*経代無□十一中日 決定等に対する不服申立て」や「審査請求」以、「第41条第2項」や「第41条の2第3項」

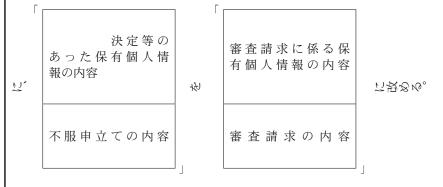


图 图

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合